



税理士法人タックスウェイズ
税理士 後藤 勇輝 氏

『資産に関わる税務の基本』 もう誰にも聞けない相続税の基本⑤

相続税の基本の5回目です。前回までは相続税課税の基本的な要素をみてきましたが、今回は、相続税がかかる場合の具体的な計算についてみていきます。相続税の計算は、簡単なようで回りくどい2ステップの計算方法をとっています。どのように算出していくのか今回はステップ1からみてみましょう。

＜相続税の計算は、まず対象財産の合計から＞

(1) 相続税のかかる財産を時価などの金額へ評価します。

相続税の対象となる財産を適正な金額へ評価し、加算減算の対象となる財産などと合わせていきます。

(2) 次の算式で計算をします。

相続又は遺贈により取得した財産
+ みなし相続等により取得した財産 (マイナス非課税金額)
+ 相続時精算課税の贈与財産
- 債務及び葬式費用
+ 相続開始前3年以内の贈与財産

＜相続税の総額の計算＞

- ① 上記で算出した財産額をすべての相続人分合計し、課税価格の合計額を出します。
- ② ①から基礎控除額 (3,000万円 + 600万円 × 法定相続人の数) を引きます。
- ③ ②の金額を相続人が法定相続分で取得したとして、各人の取得金額を出します。
- ④ ③の各相続人の取得金額に税率を乗じます。
- ⑤ 各相続人の税額を合計し、相続税の総額を出します。

ステップ1では、相続人が納税すべき相続税の総額までをみてきました。全員分合計して基礎控除引いて、また相続分で割り振ると、ややこしいですね。ひとまずは、財産総額に税率を乗じるということではないことを知って頂ければ十分です。次回は、ステップ2の計算をみています。



【参考】国税庁タックスアンサー No.4152 相続税の計算

各税制度の特例の利用には一定の条件があります。資産税に詳しい各専門家 (税理士・弁護士・鑑定士等) と連携してサポートしています。

【ご相談・お問い合わせ】オーナー様：相続&不動産ご相談窓口

TEL：0120-337-301 担当：苅谷